資料３

市 町 村 提 出 資 料

１．那覇市　提出資料・・・・・・・・・・P1

２．浦添市　提出資料・・・・・・・・・・P7

３．名護市　提出資料・・・・・・・・・・P12

４．宮古島市　提出資料・・・・・・・・・P15

５．南城市　提出資料・・・・・・・・・・P21

６．本部町　提出資料・・・・・・・・・・P30

７．与那原町　提出資料・・・・・・・・・P33

８．南風原町　提出資料・・・・・・・・・P36

１．那覇市　提出資料

平成27年12月1日
那覇市資料

「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」
実践事例集

厚生労働省　平成 26 年度セーフティネット支援対策事業補助金（社会福祉推進事業）

平成 27 年 3 月

MRI 株式会社三菱総合研究所
人間・生活研究本部

24. 沖縄県那覇市：中核市／委託／集合型

✍この事例のポイント✍
・家庭訪問等を通じて支援対象者の生活環境も把握した上で、一人ひとりの状況に応じて支援を実施。
・学習支援と不登校児童の居場所づくり事業を、それぞれ専門性の高い NPO 法人に委託。

❑ 事業の概要

人口･面積･保護率	32.2 万人（15 歳未満：5.2 万人）、39 ㎢、36.55‰
事業名	学習支援事業、不登校児童の居場所づくり支援事業
開始時期	平成 22 年 4 月～（児童自立支援員の配置）、平成 23 年 10 月～（学習支援事業）、平成 25 年 7 月～（不登校児童の居場所づくり支援事業）
対象年齢	中 1～中 3（小学生、高校生も希望があれば可）
世帯要件	生活保護受給世帯
事業形態	集合型（児童自立支援員による訪問も実施）
事業内容	児童自立支援員が対象者の家庭訪問をしたり、学校等関係機関と連携しながら、生活保護受給世帯の子どもの高校進学に向けての教室を市内2か所で展開している。また、不登校児童の居場所づくり事業も実施している。
実施場所	学習支援は委託先が用意した教室（2 か所）　※送迎なし 不登校児童の居場所づくり事業は委託先が用意した教室　※送迎あり
実施頻度	学習支援は、原則として月曜～金曜の 14:00～21:30 に開いており、参加者が時間帯の枠内で自由に参加できる。 不登校児童の居場所づくり事業は、原則として月曜～金曜の 9:00～17:00 だが、参加者の状況に合わせて頻度・時間帯を適宜設定している。
利用料徴収	なし
実施体制	委託（NPO 法人・企画公募プロポーザルにより選定）
スタッフ	児童自立支援員（市役所嘱託職員）、委託先職員、委託先のボランティア（交通費を支給）
庁内連携	主管：保護管理課、子育て応援課・障害福祉課・福祉政策課・教育委員会と連携
関係機関連携	大学、児童相談所、学校等
事業費(H26)	1,847 万円：人件費、交通費、教材費
事業担当課(電話)	保護管理課（098-867-0111）

❑ 事業立ち上げの経緯

那覇市福祉事務所では、「貧困の連鎖」を断ち切るために、生活保護受給世帯の子どもが能力に応じた適切な進路に向かえるよう、平成 22 年度より児童自立支援員を配置して生活支援や学習支援などを行っている。平成 23 年度からは、学習支援教室を NPO 法人に委託して実施し、平成 25 年度からは不登校児童のための居場所づくりも他の NPO 法人に委託して開始した。

❑ 具体的な事業内容

（学習支援教室）

NPO 法人に委託して、学習支援教室を実施している。主に中 1～中 3 を対象とするが、小学生や高校生も希望があれば受け入れている。

支援方法は、基本的には個別支援を採用している。一人ひとりの状況に合わせて講師（NPO 法人の職員）が教材･課題を用意し、指導している。講師が子どもたちの席を回りながら、考え込んでいたり、手が止まっている子どもについて勉強を教えていく、というスタイルである。また、日常の生活習慣の改善や相談対応等も、学習支援と併せて行っている。

支援に当たっては、最初に NPO 法人の職員が保護者･本人と面談して支援内容を説明した上で、両者の同意が得られれば通塾開始となる。その際、個別のアセスメントシートを作成して、一人ひとりに合わせた支援計画を作成する。

実施日時は、対人関係が苦手な子どもや不登校で参加している子どももいることを勘案し、月曜～金曜の 14:00～21:30 としている。各生徒は 1 回 2 時間くらい勉強しており、加えて夏休みは夏期講習、受験前には冬期講習（受験対策）や土日講習も実施している。

教室の場所は、市役所から歩いて 2～3 分のところにあり、バスターミナルやモノレールの駅も近く、多くの子どもたちはバスやモノレールで通うことが可能。

高校進学後も、中退の問題が発生すると委託先職員が支援対象者に若者サポートステーション

を紹介しているほか、パーソナルサポートセンターと連携して相談対応等を行っている。また、高校に進学後も、教室に勉強を教えに来る子どももいる。卒業生に教室でパーティーを企画してもらい、高校生と中学生との交流会を実施することもある。

個別の学習支援とは別に、イベント等を通したキャリア教育として、大人に仕事の内容や体験を語ってもらったり、演劇や映画鑑賞を通じて職業、進路を考える機会を設けたりしている。

（活動風景）

（不登校児童の居場所づくり事業）

平成 25 年 7 月から、不登校児童の居場所づくり事業も実施している。これは、学習支援とは別の NPO 法人に委託して実施している。

❑ 事業実施体制

（児童自立支援員）

公募で採用した児童自立支援員 6 人を市の嘱託職員として配置し、学習支援教室と居場所づくりの実施のため、家庭訪問により子どもの生活状況を把握するとともに、委託先やケースワーカー、教育委員会・学校、関係する他の支援機関（発達障害連絡会など）と子どもに関する情報を適宜共有している。

（学習支援教室）

委託先は、企画コンペで選定している。毎年委託先が変更すると、子どもへの影響があるので、2～3 年に 1 回を目安に企画コンペを実施する形にしている。なお、委託先は学習支援教室に、教室長 2 人と講師（大学生ボランティア）約 10 人を配置している。

（不登校児童の居場所づくり）

不登校児童の居場所づくりについても、企画コンペを実施して委託先を選定した。委託先のスタッフは、前年度から常勤職員 2 人と非常勤職員約 3 人の体制である。また、大学の教員が非常勤で参加することもある。

❑ スタッフの確保・養成

（児童自立支援員）

児童自立支援員は、公募で採用している。資格要件として、教員免許や社会福祉士等の資格を持っていること、もしくはそれと同等の経験を有していることを条件に公募している。

応募者は多く、公募すると 1 人の採用枠に 15 人ほどの応募がある。応募者に対しては面談を実施し、事業に対する考え方や意欲、業務に関連する能力等を勘案して採用者を決定している。

（学習支援教室）

人員の確保は委託先に委ねている。ボランティアの待遇は、交通費のみ支給としており、加えて那覇市では駐車場の確保が難しいため、コインパーキングを利用する際には、その費用も出している。

市としてスタッフに研修は実施していない。

また、教室内の交流や講師同士の交流もあり、発達障害に対する支援の検討も適宜行っている。

（不登校児童の居場所づくり）

人員の確保は委託先に委ねている。待遇は、常勤 2 人の職員は月給制（原則として 15 万円）、それ以外のスタッフは時給制（700～1,500 円）としている。

❑ 対象者への参加呼びかけ

児童自立支援員と生活保護ケースワーカーが一人ひとりの対象者実態把握を行うところから事業が始まる。具体的には、毎年 4 月になると中 1～中 3 の対象者のリストを作成して、市内 17 中学校に調査票を送付し、子どもの就学状況や問題行動の有無、病気の有無、部活への参加活動、勉強についていけているか、校納金が納められているか等について、一人ひとりの回答を記入・返送してもらっている。

その回答を基に、児童自立支援員が戸別に家庭訪問して、具体的な家庭環境・生活状況、保護者と子どもの関係、保護者が子どものことを把握しているか、保護者の言うことと学校の回答でギャップがないか、虐待がなされていないか、等も含めて確認している。

この家庭訪問で収集した情報に基づいて、一人ひとりの支援方針を定めていく。なお、児童自立支援員は家庭訪問に加えて、学校訪問も月 1 回行っており、学校での様子も把握している。

不登校の生徒については、学校生活や家庭に問題を抱えていることが多く、いきなり居場所づくり事業につなぐことが難しい場合も多いため、最初に児童自立支援員が家庭訪問して状況を把握した上で、保護者や子どもとの関係作りを行うところから始めている。

❑ 事業の実績

学習支援教室の対象となり得る中学生は、平成 25 年度では 1 年生が 107 人、2 年生が 100 人、3 年生が 106 人の合計 313 人であるが、このうち 89 人が実際に参加した。89 人のうち中 3 の 40 人が今年の春に高校に進学した。

不登校児童の居場所づくりについては、平成 25 年度は 16 人が通い、そのうち中 3 の 9 人が高校に進学した。

❑ 事業の効果

学習支援教室の活動もあって、生活保護受給世帯の高校進学率が上昇しており、特に男子生徒の高校進学率が向上している。また、委託先が子どもの様子を見ている中で、教室への参加を通して表情が明るくなった、他人とコミュニケーションが取れるようになった、友達ができた、自分に自信を持つことができるようになった、等の変化も出ている。

不登校児童の居場所づくり事業については、小学校時代に不登校で全く自宅から外出できなかった子どもが、週 1 回だが事業に参加できるようになってきている例もある。また、学習意欲が改善して高校進学を目指すようになった、社会との交流ができるようになった、人前でマスクが取れるようになった、外出ができるようになった、等の効果も出ている。

❑ 事業を実施する上で工夫している点

（庁内の連携）

庁内で福祉に関する部署、子どもに関する部署に加えて、教育委員会と合同で、公式な報告会・意見交換会の場を設定して、本事業をはじめとして、子どもや保護者・家庭の状況、学校での状況について担当者間で随時情報共有をしている。また、児童自立支援員が問題を察知した際には、速やかに市の関係者に報告するようにしている。

（学校との連携）

学校とも情報交換を密にしており、校長連絡会・教頭連絡会・生徒指導連絡会には、教育委員会と調整した上で本事業担当者も参加し、事業の趣旨を学校に理解してもらっている。

また、毎月、本事業における支援の内容等について、児童自立支援員が整理して学校に報告し、学校からも保護者に対する気遣いをしてもらうように促している。

なお、当市では、学校や教育委員会と福祉所管部局が情報交換を行い、信頼関係を構築していることもあり、学校に登校しなくても、不登校児童の居場所づくり事業に通えば学校の出席扱いになる仕組みとなっている（学校長権限による「みなし措置」）。

（ケースワーカーとの連携）

児童自立支援員は、事業全体をコーディネートしているが、ケースワーカーとの連携を重視している。例えば、支援対象者の支援方針の決定について、児童自立支援員が単独で行うのではなく、ケースワーカー等と相談・協議した上で決定している。件数が多いため、相当の労力を必要とするが、一緒に検討することによって、その後の支援業務が円滑に回るようになる。

❑ 事業を実施する上での課題

（高校生に対する支援）

現状では、支援員のマンパワーが不足しているため中学生のみを支援対象としているが、事業趣旨に照らすと、高校生に対する支援を一層拡充していく必要がある。

❑ これから取り組む自治体へのヒント

有意義な学習支援を行うためには、対象者一人ひとりの就学状況や生活環境を丁寧に把握した上で、個別に支援を展開していくことが必要である。また、一般的な学習支援に加えて、不登校等の課題を抱えている子どもに対する支援も並行して実施することで、より大きな効果を創出することが可能になる。

【平成26年度　生活保護世帯　高校進学及び進路状況報告】

平成27年4月7日付

那覇市　（平成27年12月1日、意見交換資料）

	卒業者総数			高等学校進学者			専修学校進学			就職者数			左記以外の者			高校進学率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成22年度	108	52	56	87	36	51	―	―	―	―	―	―	21	16	5	81.0	65.0	91.0
平成23年度	109	60	49	94	48	46	―	―	―	2	2	―	13	9	4	86.2	81.0	94.0
平成24年度	110	50	60	96	45	51	―	―	―				14	5	9	87.3	90.0	85.0
平成25年度	106	44	62	93	38	55	―	―	―	2	2	―	11	4	7	87.7	86.0	89.0
平成26年度	**102**	61	41	**97**	58	39	―	―	―	―	―	―	**5**	3	2	**95.1**	95.1	95.0

参考資料

那覇市全体の進学状況

	卒業者総数	高等学校進学者	専修学校進学	就職者数	左記以外の者	高校進学率
平成23年度	3,325	3,189	12	12	112	95.9%
平成24年度	3,161	3,053	26	22	107	96.6%
平成26年度	4,659	4,515	20	24	100	96.9%